

盛岡広域振興局長告示第48号

介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の5第2項の規定により、指定介護予防サービス事業者が指定介護予防サービスの事業を廃止しようとする旨次のとおり届出があった。

平成25年5月24日

盛岡広域振興局長 杉原永康

1 介護予防訪問入浴介護

介護保険事業所番号	事業者の名称又は氏名	事業所の名称	事業所の所在地	廃止年月日
0372100479	社会福祉法人西根会	西根会指定訪問入浴介護事業所	八幡平市田頭第24地割36番地	平成25年5月31日

2 介護予防訪問リハビリテーション

介護保険事業所番号	事業者の名称又は氏名	事業所の名称	事業所の所在地	廃止年月日
0312111529	医療法人明恵会	北上脳神経外科クリニック	岩手郡岩手町大字五日市第11地割79番地65	平成25年5月31日

3 介護予防通所介護

介護保険事業所番号	事業者の名称又は氏名	事業所の名称	事業所の所在地	廃止年月日
0371400128	医療法人社団終会	もりデイサービス	八幡平市大更第25地割118番地9	平成25年5月31日